

あるべき税制研究会（17回）議事録

平成20年3月5日、経団連会館にて、第17回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は、みずほ総合研究所主任研究員 鈴木将覚氏から、「抜本的な税制改革の議論～消費課税への移行と資本課税改革～」と題する報告をいただき、その後議論が行われました。（鈴木氏の資料は添付）

鈴木報告の概要

1、世界の潮流からみれば、「抜本的な」税制改革には2つの要素がある。一つは「消費課税への移行」で、家計段階の資本所得税の撤廃、法人段階の設備投資の即時償却等を内容とする。もう一つは、「資本課税改革」で、資本課税の弱点克服、消費課税への動きと連動している。

消費課税の特徴は、効率性の観点（資本所得の最適税率はゼロまたは非常に小さく、実践的なモデルによる試算では、消費課税はより成長促進的である）と、公平性の観点（公平の尺度を「生涯所得」で捉えると、消費課税の方が公平（「生涯所得」＝「生涯消費」）で、所得課税は貯蓄に対してペナルティーを課すことになる。遺産がある場合、遺産も消費に含めて消費課税を課するのが公平。）の2つである。

資本課税改革の特色は、現行の法人税には、投資に不利、負債調達を株式調達よりも優遇すること（株式投資に対する二重課税）、内部留保を新株発行よりも優遇すること（内部留保が株価に反映されても、キャピタルゲインは実現されるまで繰り延べられる）、非法人形態を法人形態よりも優遇することという問題がある。

これをキャッシュフロー法人税に変えると、設備投資が即時償却され、投資に対し「正常収益」ではなく「超過収益」のみに課税するので中立性が高まり、資本コストに影響はなくなる。株式調達と負債調達に対する中立性も高まり、新株発行と内部留保に対する中立性が保たれる。フラットタックスはそうした試みの1つで、この場合、「正常収益」に対する課税は家計段階でも行われぬ。また、組織形態に対する中立性も確保される。

問題点は、課税ベースが縮小し、税率が高まる。開放経済下では問題。導入当初は「古い」投資への課税が大半。資本集約的な企業に打撃を与えることである。

「抜本的な」税制改革の流れとしては、金融所得一体課税 資本所得に対する一律課税の実現、二元的所得税 企業段階で課税を終える資本課税 CBIT－設備投資の即時償却を認める－正常収益に課税しない キャッシュフロー法人税、というように進んでいくのか。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。